

## 【貨物】行政処分状況（令和8年4月分）

### トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年4月17日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	ブルーラインサービス株式会社 代表者 門口 亮 (法人番号7360001018692) 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目10番9号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目10番9号
(4) 行政処分又は命令の内容	事業停止(7日間)、輸送施設の使用停止(214日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	<p>令和7年11月27日、酒気帯び運転による事故の情報があったことを端緒として監査実施。 10件の違反が認められた。</p> <p>(1)酒酔い・酒気帯び運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第5項) (2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項) (3)定期点検整備等の一部未実施(道路運送車両法第48条) (4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5) (5)飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項) (6)業務記録の改ざん・不実記載(安全規則第8条) (7)運行記録計による記録違反(安全規則第9条) (8)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項) (9)初任運転者に対する特別な指導の実施義務違反(安全規則第10条第2項) (10)運行管理者の選任違反(安全規則第18条第1項)</p>
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所) 45点 (事業者) 45点

## トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年4月30日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合同会社安谷屋運送 代表者 古宇田和秀 (法人番号3360003009636) 沖縄県豊見城市名嘉地39番地403
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 那覇市具志3丁目33番11号
(4) 行政処分又は命令の内容	事業停止(7日間)、輸送施設の使用停止(297日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	<p>令和7年11月21日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査実施。13件の違反が認められた。</p> <p>(1)事業計画変更事前届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第6条第1項第1号、第2号)  (2)過労運転の防止措置義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)  (3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)  (4)無車検運行(道路運送車両法(以下「車両法」)第58条第1項)  (5)定期点検整備等の未実施(車両法第48条)  (6)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)  (7)アルコール検知器備え義務違反(安全規則第7条第4項)  (8)業務の記録違反(安全規則第8条)  (9)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)  (10)運転者台帳の記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項)  (11)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)  (12)社会保険等の加入義務違反(施行規則第14条第2号)  (13)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)</p>
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所) 48点 (事業者) 48点